

会議名	第8回板橋区福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成21年5月12日（火）午前11：00から12：00まで
開催場所	板橋区役所9階 大会議室B
出席者	10名 [委員 8名] 松浦会長、丸山副会長、五十嵐委員（代理）、橋場委員、大山委員、吉田委員、石橋委員、望月委員 [事務局：区2名] （福祉部） 長谷部福祉のまちづくり担当係長、堀井主事
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	3名
議 題	1 新委員の紹介 2 板橋区における福祉有償運送の必要性について 3 協議 「NPO法人 プリッジ」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新の登録申請についての協議 4 その他
配付資料	資料1 委員一覧表 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 NPO法人 プリッジ道路運送法第79条の6に関する申請書 資料5 運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン 資料6 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 資料7 福祉有償運送の申請に対する処理方針・様式
所管課	福祉部障がい者施設課福祉のまちづくり担当

事務局

ただいまより、第8回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

初めに、国土交通省東京運輸支局輸送課長に人事異動がありましたため、板橋区福祉

部長 松浦勉より委嘱状の伝達を行います。なお、本日輸送課長五十嵐様ご欠席のため、代理として運輸企画専門官福波新一様に委嘱状をお渡しいたします。

委嘱状の伝達

委員の紹介等

福波新一様につきましては、オブザーバーとして参加する予定でしたが、五十嵐委員の代理として協議にご参加いただきます。

また、板橋区にも人事異動がありまして委員が変更になっております。障がい者福祉課長 森 弘に変わり、望月 一憲が就任しております。

事務局の紹介

前回協議会でお知らせしたとおり、昨年度から事務局が障がい者福祉課から障がい者施設課に変更になりました。今回、変更後はじめての協議会になりますので、事務局職員の紹介をさせていただきます。わたくしは、障がい者施設課福祉のまちづくり担当係長の長谷部です。同じく担当の堀井です。よろしくおねがいします。

「NPO 法人 ブリッジ」の有効期間の更新登録申請について協議

本日は、「NPO 法人ブリッジ」の道路運送法第 79 条の 6 に基づく、有効期間の更新登録申請についての協議をお願いいたします。

「NPO 法人ブリッジ」は、平成 18 年 12 月の第 5 回運営協議会で承認され、国土交通省の登録を受けて、福祉有償運送を実施して来ました。今回、1 回目の更新となります。

なお、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第 3 条第 4 項の規定により、「NPO 法人ブリッジ」に所属する委員は、当該議事決定に参加できないことになっております。

なお、本日、五十嵐員のほかに、齋藤委員、清田委員、山下委員からも欠席の連絡が入っております。

また、協議会は会議の透明性の観点から傍聴規程をもうけておりますが、本日は 3 名の傍聴者がおいでですのでお知らせいたします。

会長

それでは、「NPO 法人ブリッジ」の有効期間の更新登録申請についての協議に入りたいと思います。

まず、資料 3「板橋区における福祉有償運送の必要性について」、事務局から説明をお願いいたします。

板橋区における福祉有償運送の必要性について事務局説明

会長

有難うございました。資料3に基づき、説明がありました。ご質問等ございますか。

副会長

資料3、3ページの有償運送実施団体についてですが、19年12月には7団体で23台の保有車両がありました。減っているというのは、社会福祉協議会のぬくもりサービス等が、有償運送をやめられたということでしょうか。

事務局

はい、「社会福祉協議会」については、平成20年10月に登録が抹消されております。「たつの子ライフサービス」につきましては、現在休止中と聞いております。

会長

他に、何かありませんか。他になければ、板橋区における福祉有償運送の必要性についてはご了承いただきたいと思います。

次に、申請団体の協議に入りたいと思います。NPO法人ブリッジより説明をお願いします。

NPO法人 ブリッジより概略説明

NPO法人 ブリッジ

今回、更新申請ということで、資料4のとおり書類を提出しております。前回申請時から変更があった点を中心に、説明をさせていただきます。

資料4、42ページに、更新登録申請団体用件確認表がございます。前回申請時の状況と現状、変更点を記載しております。まず、団体、事務所に変更はありません。旅客から収受する対価について、金額に変更はありません。ただし、この協議会で透析患者様の送迎に関して、複数乗車の必要性をお認めいただきたいと考えておまして、その場合の料金は、通常料金の半額を収受したいと考えております。使用車両については、以前は2台の登録でしたが、今回は4台の登録とさせていただいております。内訳は、車いすに対応できる車両を4台用意しております。運転者も、以前の登録は2名でしたが、現在5名の登録となっております。輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する各項目には、変更ありません。登録会員数については、以前の会員数は40名でしたが、今回は74名となっております。平成21年3月31日現在の会員数です。損害賠償措置ですが、車両が増えておりますので、契約が2件から4件になっております。

以上、変更点について説明させていただきましたが、今回、議題にあげさせていただきました複数乗車について補足させていただきたいと思います。これについては、旅客から収受する対価が問題になると思いますが、団体では、2名乗っていただいた場合、各1名から半額の料金をいただくというように考えております。

会長

はい、ありがとうございました。変更点についての説明をいただきましたが、何か質問、ご意見等ありませんか。特に透析患者の方の複数乗車ということについて、説明がありました。

A委員

複数乗車のことで確認ですが、実際に、今、透析患者の方が会員の中にいらっしゃって、複数乗車を設定したいということでしょうか。

NPO 法人 ブリッジ

はい、今現在、透析患者様を中心に送迎を行っております。その透析患者様の送迎ですが、始まる時間は決まっていますが、終わる時間が利用者様ごとに違っているという状況があります。予定はあっても、そのとおりに終わらないこともあります。予定を立てて送迎をしていますが、そういった事情で、どうしても待たせてしまう、あるいは待ってしまう患者さんが出てきます。30分ずれて終わるはずが、同時に終わってしまったります。現在は、個々の送迎をしているわけですが、待っているときに患者さんの容態が悪くなってしまうこともありますし、一緒に乗せてもらえないかという要望をいただいたりもしています。そこで、今回、複数乗車を認めていただければと考えて、あげさせていただいております。

認めていただいた場合には、患者さんの透析が遅れてしまった場合などに、複数乗車をさせていただきたいと思っています。

A委員

透析患者の方というのは、身体障害者の方や、要介護認定を受けている方のなかに含まれているということでしょうか。

NPO 法人 ブリッジ

はい、そのとおりです。

副会長

今は、複数乗車を実施していないけれども、認められれば、これから複数乗車を実施するということがよろしいですね。

透析患者の透析のための運送の場合の複数乗車については、ガイドラインでも認められていますので問題はないと思います。

料金については通常料金の半額ということですが、ドア・トゥー・ドアで送迎をした場合に、同乗者の自宅が同じであれば問題ないのですが、自宅が違っていれば、1人乗車となつてからの料金を、どのように計算するかという問題が出てくると思います。このあたりの半額の設定は、どのようにするつもりでしょうか。

NPO 法人 ブリッジ

私どもで記載させていただいた内容としては、各利用者様で自宅から病院までの距離というのは決まっておりますので、利用者Aの距離が4キロ、利用者Bの距離が5キロということであれば、単純に、利用者Aからは4キロの、利用者Bからは5キロの通常料金の半額を収受するという事です。このような形で、申請させていただければと考えています。

副会長

例えば、Aさんが3キロで、Bさんが4キロの場合、通常3キロは500円で、4キロは600円なので、料金はAさんが250円、Bさんが300円で、団体の収入は550円になります。本来600円の区間が、複数乗車をすることによって、50円の減収になってしまいます。結局、Aさんが降りた後、Bさんが単独乗車している間も半額とするため減収になってしまうわけです。こういう料金設定はどうかかなと思います。

NPO 法人 ブリッジ

確かに減収になってしまいますが、団体としては、細かい収入の問題よりも利用者様を待たせずに、容態が良いままお帰りいただくことの方が優先かなと考えています。

B委員

今の料金の設定ですが、2キロの方、3キロの方が複数乗車した場合の、最後の1キロの料金については、設定しなおした方がいいと思います。最後の1キロまで半額というのは一般常識からいって、あり得ません。サービスの一環といっても、これはあくまで対価ですので、もう一度、設定しなおしていただいたら、よろしいと思います。同じ方向で、複数乗車している間の料金が半額なのは分かりますが、その後、お一人になったからの料金まで半額にしてしまうことには抵抗があります。

会長

今の問題ですが、2キロと2キロなど、同じ料金の幅に両方の利用者が入る場合は問題ないわけですね。2キロと3キロなど、別の料金になった場合に問題になるということですね。

今のご意見のように変えることは、団体としてはどうでしょうか。

NPO 法人 ブリッジ

(単独乗車の区間の料金は半額にしないように)、変更したいと思います。利用者の双方が同じ料金になる場合は、単純に通常の半額として、別の料金になった場合は、委員からもご意見をいただきましたとおり、お一人で乗車している区間の料金は通常の料金をいただくようにしたいと思います。

会長

では、そのような形で、料金設定は複数乗車している間のみ半額とするということでもよろしいですね。

他にいかがでしょうか。

C委員

私も会員になっていますが、家まで来ていただけるので大変助かっています。

副会長

まず、先ほどの料金の件ですが、非営利で活動している団体は、複数乗車をすることによって、利用者をお待たせしてしまうという意識もあって、先ほどのように考えてしまいがちです。しかし、福祉有償運送は、営利を目的としないものではあっても、あくまでも業務に対する対価を収受する事業として存在しているものです。自団体が損をする、得をするという議論ではなく、一方の利用者が降車した後の距離は単独乗車になるわけですから、その間の料金は通常料金を収受すべきだと思います。

それを踏まえて、質問ですが、今回は、更新ということで、40ページ、41ページに活動実績が出ていますが、これまで2年間活動をしてきて、自団体の課題でもかまいませんし、福祉有償運送の制度としての課題についてでもかまいませんが、なんらかの課題や問題等について、あればお聞かせいただきたいのですが。

NPO 法人 ブリッジ

今回、平成19年度、20年度の実績について、運輸局に報告したものを提出しております。

実際に活動しているなかで、利用者様には、やはり金額的に安いということで喜んでいただいているように感じています。以前、ガソリン価格が非常に高騰し、団体でも現在の運送対価を維持するのが難しいと考えた時期がありました。今は、比較的、ガソリン価格も安定しております。前回申請時と同じか、むしろ少し安くなっている現状ですので、運営的には安定しております。何か問題があれば団体でその都度協議してきましたが、一番大きな問題はガソリンの高騰だったと思います。

今後も、ガソリンの高騰といったことがない限り、続けさせていただければと思っております。

D委員

ドライバーの方は、皆さん「専属」でしょうか。他にお仕事をお持ちなのでしょうか。

NPO 法人 ブリッジ

「専属」でやっております。

会長

ドライバーの方は全員男性ですが、利用者さんの男女比はどうでしょうか。また、平

均年齢はどのくらいですか。

NPO 法人 ブリッジ

男女とも同じくらいです。平均年齢は、70歳ぐらいだと思います。

副会長

先ほどの委員からの質問と関連して、5名の運転手さんの、実際の運行に携わる時間を伺いたいのですが、一週間でどのくらい福祉有償運送の活動をしていますか。

NPO 法人 ブリッジ

日曜日を除き、週に6日、団体の活動していますが、月から金曜日の週6日勤務のドライバーと、週休2日で週5日勤務のドライバーがいます。1日の活動時間でいいますと、朝7時ごろから、曜日によって異なりまして、昼2時から3時、もしくは夜9時ごろまで活動していますが、朝7時から夕方7時までの活動でも、実働時間はだいたい、4時間から5時間ぐらいが平均になります。やはり、空く時間がありまして、その時間は、待機、もしくは休息时间とさせていただいております。

副会長

そうしますと、5名の運転手さんは「専従」職員という位置づけであると考えていいわけですね。給与制ではないにしても、それぞれの実働時間に合わせて、ドライバー人件費が支払われるという仕組みであるということですか。

NPO 法人 ブリッジ

はい。

会長

他に質問がないようでしたら、NPO法人 ブリッジの更新登録申請については、承認ということよろしいでしょうか。

それでは、異論がないということで、承認とさせていただきます。

最後に、各委員の方から何かございませんか。

無いようですので、これで、第8回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。